

令和 3 年 度

江 北 町 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 書

(第 3 号)

議案第12号

令和3年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度江北町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32,202千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ621,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日提出

江北町長 山田 恭輔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		4,956	△601	4,355
	1 分担金	4,955	△600	4,355
	2 負担金	1	△1	0
2 使用料及び手数料		107,238	2,427	109,665
	1 使用料	106,576	2,374	108,950
	2 手数料	662	53	715
3 国庫支出金		42,650	△543	42,107
	1 国庫補助金	42,650	△543	42,107
4 県支出金		885	△553	332
	1 県補助金	885	△553	332
5 繰入金		424,987	△32,254	392,733
	1 他会計繰入金	424,987	△32,254	392,733
7 諸収入		5	7,822	7,827
	2 雑入	4	7,822	7,826
8 町債		61,200	△8,500	52,700
	1 町債	61,200	△8,500	52,700
歳入合計		653,953	△32,202	621,751

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,688	△3,106	7,582
	1 総務管理費	10,688	△3,106	7,582
2 下水道事業費		239,416	△28,355	211,061
	1 公共下水道費	187,306	△17,124	170,182
	2 農業集落排水事業費	33,939	△2,625	31,314
	3 浄化槽整備推進事業費	18,171	△8,606	9,565
3 公債費		402,848	△741	402,107
	1 公債費	402,848	△741	402,107
歳出合計		653,953	△32,202	621,751

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 下水道事業費	1 公共下水道費	公共下水道施設 ストックマネジメント事業	54,697
計			54,697

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
過 疎 対 策 事 業	21,700	証 書 借 入	6.0%以内	融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

2 変更

【補正前】

(単位：千円)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	55,600	証書借入	6.0%以内	融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公営企業会計 適用事業	5,600	〃	〃	〃
計	61,200			

【補正後】

(単位：千円)

起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	26,000	証書借入	6.0%以内	融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公営企業会計 適用事業	5,000	〃	〃	〃
計	52,700			